

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第13号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年茅ヶ崎市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「又は第3項」を削る。

第10条中「若しくは第3項」を削る。

(茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年茅ヶ崎市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第1項」を「第2条第2項」に改める。

第3条中「第3条第2項第4号」を「第3条第4号」に改める。

第5条第1項第1号中「児童」を「小児」に改め、同条第2項中「又は第3項」を削る。

第6条中「又は第3項」を削る。

第7条第1項中「次に掲げる書類」の次に「(第2号に掲げる書類にあつては、申請者が小児以外の者である場合に限る。)」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 申請者が医療保険各法による被保険者であることを証する書類

(2) 申請に係る小児が医療保険各法による被扶養者であることを証する書類

第8条中「当該児童が15歳」を「当該小児が18歳」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(令和6年茅ヶ崎市

条例第13号)の規定による改正前の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例第6条の規定により交付を受けた医療証の有効期限は、第2条の規定による改正前の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則第8条の規定にかかわらず、令和6年6月30日とする。